

貸倒損失の範囲

Q 法人税法において、貸倒損失が計上できる場合はきびしく限定されていると聞いています。貸倒損失が認められるのはどのような場合ですか。

A 法人税法において貸倒損失が認められるのは、次の3つの場合に限定されているが、債務者の不渡手形の発行等、一定の事由に該当する回収困難な金銭債権については、個別評価金銭債権に対する貸倒引当金の計上が認められる。

(1) 法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）

区 分	根拠項目	発生事実	貸倒損失額	税務処理
法的整理	会社更生法	更生計画の認可決定	切り捨てられることとなった部分の金額	損金経理 又は 申告調整
	商法	特別清算の協定認可		
		整理計画の決定		
民事再生法	再生計画認可決定			
私的整理	関係者の協議決定（合理的な基準によるもの）	債権者集会の協議決定		
		行政機関等当事者間の協議		
債権放棄	債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、弁済不能のため、書面による債権放棄を行う。		放棄した金額	

(2)事実上の貸倒れ(法基通9-6-2)

区分	発生事実	貸倒損失額	税務処理
担保物がない場合	債務者の資金状況・支払能力からみて、貸金の全額が回収できないことが明らかとなったこと	貸金の全額	損金経理を要す。
担保物がある場合	担保物の処分後の残額について、債務者の資産状態・支払能力からみて、その全額が回収できないことが明らかとなったこと	貸金から担保物処分価額を差し引いた金額	

(3)売掛金特則(法基通9-6-3)

区分	発生事実	貸倒損失額	税務処理
取引停止後 1年以上経過した 場合	最後の取引停止時・最後の弁済期又は最後の弁済時のいずれかもっとも遅い時から1年以上経過した時	売掛債権から備忘価額を差し引いた金額	損金経理を要す。
遠隔地の取立て	同一地域の債務者について有する売掛債権の総額が、その取立てのための要する旅費に満たず、支払督促しても弁済がない場合		